

松福障第440号
令和7年5月30日

市内指定生活介護事業所 各位

松戸市長 本郷谷 健次
(公 印 省 略)

「医師未配置減算」の取扱いについて(通知)

日頃より、本市の障害福祉行政にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、生活介護事業所におかれましては、利用者に対して日常生活の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師の配置（嘱託医の確保も可。以下同じ。）が求められております。

標記の減算は、「医師の未配置」と判断された場合に適用されるものですが、どの程度の勤務実態をもって医師を配置していると判断されるのか、明確化されていないことから、事業所によって取扱いに差異があることが散見されました。

このことから、令和7年6月以降に提供されたサービスの請求における本市の取扱いは下記のとおりとしますので、各事業所におかれましては対応に遺漏のないようお願い申し上げます。なお、本通知内容については、千葉県監査指導課と協議済みであるとともに、本通知は市内生活介護事業所に送付する他、市ホームページにも掲出しておりますことを申し添えます。

記

1 医師未配置減算の取扱いについて

Q. 医師配置の目安

A. 医師が利用者の健康管理や療養上の指導を行うために、事業所に原則月に1回以上の勤務を行っていること。

なお、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができ、これに該当する場合も、報酬算定上、医師未配置減算の適用を受ける必要があり、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書にて千葉県に届出を行う必要がある。

問合せ先
福祉長寿部障害福祉課
担当： 事業庶務班
電話： 047-366-7348